



島根県報

平成17年 5月13日 (金)
第 1,674 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

町及び字の区域の変更	(市 町 村 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	4
保安林の指定 (4 件)	(森 林 整 備 課)	4
保安林予定森林 (7 件)	(")	6
解除予定保安林	(")	9
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	10
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に係る公聴会の開催	(")	10
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催	(")	11
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催	(")	11
廃川敷地等の発生	(河 川 課)	12
公有水面埋立ての竣功認可	(港 湾 空 港 課)	12
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	13
鳥獣保護区の保護に関する指針の案の縦覧	(森 林 整 備 課)	14
鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	(")	14
公共測量の終了	(用 地 対 策 課)	15
教 育 長 訓 令		
島根県教育委員会職員被服等貸与規程の一部改正	(高 校 教 育 課)	15
人 委 告 示		
平成17年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施		16
平成17年度島根県警察官 (大学卒) 採用試験の実施		19

告 示

島根県告示第597号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、大田市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町及び字の区域の変更の効力は、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第103条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成17年 5月13日

1 大田市大田町大田字南代に編入する区域

町	字	地番
大田町大田	松ノ前	イ237の10の一部、イ237の11、イ237の13、イ238の6、イ238の7、イ240の3の一部、イ241の1の一部、イ241の2、イ246の一部
長久町長久	若宮	口298の2の一部、口298の3の一部、口298の4の一部、口298の5の一部
及びこれらの区域に隣接・介在する道路・水路である国有地並びに市有地の全部		

(ただし、上記地番は、平成16年11月16日現在のものである。)

2 大田市大田町大田字松ノ前に編入する区域

町	字	地番
大田町大田	南代	イ1の1の一部、イ2の1の一部、イ7の2の一部、イ9の1、イ9の3、イ9の5、イ9の7の一部、イ9の8、イ9の9、イ9の10、イ9の12、イ9の13の一部、イ9の14の一部、イ10の4の一部、イ10の5、イ11の1の一部、イ11の5の一部、イ27の7の一部、イ28の2の一部、イ29の2の一部
	大沢輪ノ内	イ251の3、イ657の3、イ658の1の一部、イ658の3、イ658の4、イ658の6の一部、イ658の8、イ660の3、イ660の4、イ660の5の一部、イ660の6、イ660の7の一部、イ660の11の一部、イ660の13の一部、イ660の14、イ660の15、イ660の16、イ661の1の一部、イ661の3の一部、イ661の6の一部、イ661の10の一部、イ661の11の一部
	大澤輪ノ内	イ660の8
及びこれらの区域に隣接・介在する道路・水路である国有地並びに市有地の全部、並びに字大澤輪ノ内イ650の5、イ652の4、イ652の5、イ652の6に隣接する水路である市有地の全部		

(ただし、上記地番は、平成16年11月16日現在のものである。)

3 大田市大田町大田字大沢輪ノ内に編入する区域

町	字	地番
大田町大田	大沢	イ727の2の一部、イ727の7の一部、イ727の10、イ727の11の一部、イ727の14の一部、イ727の15の一部、イ727の17の一部、イ728の3の一部、イ728の4の一部、イ728の5の一部、イ728の6の一部、イ730の5の一部、イ730の6の一部

(ただし、上記地番は、平成16年11月16日現在のものである。)

4 大田市大田町大田字大澤に編入する区域

町	字	地番
大田町大田	松ノ前	イ258の7、イ258の8
	大沢輪ノ内	イ657の6の一部、イ661の5の一部、イ661の10の一部、イ662の1の一部、イ662の2、イ662の3、イ662の4、イ662の5、イ662の7、イ662の8の一部、イ662の11の一部、イ662の15、イ663の5、イ664の3、イ664の5、イ664の7、イ664の8、イ702の8、イ702の9
	大沢輪ノ内	イ662の12、イ663の3の一部、イ664の2、イ664の4
	大澤輪ノ内	イ662の14の一部
及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地並びに市有地の全部、並びに字下北代イ397の1、字松ノ前イ258の4、イ397の9に隣接する道路・水路である国有地並びに市有地の全部		

(ただし、上記地番は、平成16年11月16日現在のものである。)

5 大田市長久町長久字若宮に編入する区域

町	字	地 番
大田町大田	松ノ前	イ241の1の一部、イ255の1の一部
長久町長久	清水先	□408の3の一部、□408の4、□408の5、□408の6の一部
	上代	ハ17の2の一部、ハ17の3の一部、ハ17の18、ハ17の19の一部、ハ17の20の一部、ハ18の8の一部、ハ41の5の一部、ハ41の9の一部
及びこれらの区域に隣接・介在する道路・水路である国有地並びに市有地の全部		

(ただし、上記地番は、平成16年11月16日現在のものである。)

6 大田市長久町長久字清水先に編入する区域

町	字	地 番
長久町長久	上代	ハ41の5の一部
及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部		

(ただし、上記地番は、平成16年11月16日現在のものである。)

7 大田市長久町長久字上川原に編入する区域

町	字	地 番
長久町長久	若宮	□296の1、□300の1、□300の2、□300の3の一部、□300の5の一部、□300の6、□300の7、□301の2の一部、□301の4の一部、□301の5、□302の2の一部、□302の3の一部、□302の5の一部、□302の10、□302の12、□404の1の一部、□405の1の一部、□405の8の一部
	上代	ハ17の2の一部、ハ17の19の一部、ハ18の7
及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部		

(ただし、上記地番は、平成16年11月16日現在のものである。)

島根県告示第598号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 シルバーライフ ネットワーク	訪問介護	株式会社シルバーライフ ネットワーク松江営業所 指定訪問介護事業所	松江市学園2丁目27-11	平成17年 5月1日
大興機械商事株式会社	福祉用具貸与	大興機械商事株式会社	松江市北田町63-4	平成17年 5月1日
特定非営利活動法人 ひまわり	通所介護	デイサービス ひまわり	浜田市佐野町イ193	平成17年 5月1日

有限会社 幸久の家	訪問介護	幸久の家ヘルパーステーション	大田市久利町691	平成17年 5月1日
-----------	------	----------------	-----------	---------------

島根県告示第599号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.7パーセント」を「年1.6パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年5月13日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成17年4月20日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第600号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
出雲市佐田町大呂469、470、2512から2515まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第601号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
飯石郡飯南町佐見1405 - 2、1405 - 4、1406 - 1、1408 - 1、1410 - 1、1410 - 2
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第602号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

那賀郡三隅町大字黒沢1501 - 1、1502、1503、1503 - 1、1504、1505、1505内1、1506、1506内1、1509、1535から1537まで、1539、1540、1540内1、1541、2301 - 3 から2301 - 5 まで、2301 - 16、2325、2326、2326 - 1、2327、2328、2330、2331、2335、弥栄村大字木都賀イ2117、イ2118、イ2120

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第603号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字美田字ハシ922 - 1、922 - 2、924、926、928、929 - 1 から929 - 3 まで、930 - 5、930 - 7、931 - 1 から931 - 7 まで、932 - 1 から932 - 4 まで、932 - 7 から932 - 11まで、933、934 - 1、935

(2) 指定の目的

風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字美田字ハシ922 - 1、922 - 2、924、926、928、929 - 1 から929 - 3まで、930 - 5、930 - 7、931 - 1 から931 - 7まで、932 - 1 から932 - 4まで、932 - 7 から932 - 11まで、933、934 - 1、935

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第604号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市国富町字鳥居1194 - 1、字丹堀1990 - 3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第605号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市上島町字森坂3838
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第606号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
益田市美都町都茂1698、1699 - 1、1699 - 2、1700 - 1、1700 - 2、1701、1702、1703 - 1、1703 - 2、1704、1705、1706、1706 - 1、1726、1727、1728、1729、1729 - 1、1736、4261、4262、4263 - 1、4263 - 2、4264、4264 - 1、4265、4266、4266 - 1、4267、4268 - 1、4270、4271、4272、5377、5379、5518 - 1、5518 - 2、5518 - 3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第607号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町潮村287 - 2、466、470、472

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第608号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町小松地485 - 1、485 - 15、714 - 1、715、717 - 4、728、730、897

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第609号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町雪田188、190、191、192、193、194、195、196 - 1、196 - 2、196 - 3、197、198 - 1、198 - 2、199、200、201、202、203、1309 - 1、1309 - 2、1309 - 3、1310、1311、1312 - 1、1312 - 4、1318、1319 - 1、1319 - 2、1321 - 1、2228、2229

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第610号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡柿木村大字椏谷500、501

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町石谷口262 - 1、口263 - 1、口264、口265、口266、口267、口271続3、口1261内3、口1261 - 4、口1262、口1264、口1265、口1265内1、口1265続1、口1265内2、口1265内3、口1266、口1267

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに益田市役所及び柿木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第611号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
出雲市浜町字浜下1006 - 2 から1006 - 4 まで、字中浜1201、字内藤川添2107 - 2、2107 - 4
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
出雲市浜町字内藤川添2182 - 28、2182 - 63、2182 - 93、2182 - 94、2182 - 99
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第612号

平成17年島根県告示第399号で保安林予定森林とされた次の山林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

山 林 の 所 在 場 所					不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
市	町		字	地 番	森林の権利者	住 所
出雲	大社	修理免	地真赤	1796 - 1	財団法人修理免共 益会 理事長 神 門貞良	出雲市大社町修理免391
			地真赤	1796 - 2		
			地真赤	1796 - 3		
			地真赤	1796 - 4		
			地真赤下	1797		
			地真赤下	1799		

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

島根県告示第613号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第5項において準用する同法第7条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

月 日	時 間	場 所	案 件
7月14日	13時30分～	出雲市大津町1139 島根県出雲合同庁舎 702会議室	オスジカ捕獲禁止区域の指定について
6月16日	19時～	邑智郡川本町大字川本279 島根県川本合同庁舎 会議室	笹畑キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月16日	14時～	松江市宍道町昭和1 松江市宍道支所 大会議室	宍道東キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月15日	14時～	江津市江津町1525 江津市職員共済会館	島の星キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月16日	19時～	那賀郡金城町大字下来原171 金城町山村開発センター	伊木・水上谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月24日	13時30分～	益田市波田町イ538-1 真砂地区振興センター	馬谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6月9日	19時～	邑智郡美郷町都賀本郷43-1 美郷町役場大和事業所 会議室	大和東キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について

島根県告示第614号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

月 日	時 間	場 所	案 件
6月23日	10時～	出雲市大社町杵築南1395 サンプラザ はつらつ研修室	湊原鳥獣保護区の指定について

島根県告示第615号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

月 日	時 間	場 所	案 件
6月14日	14時～	安来市広瀬町広瀬811 広瀬中央公民館 講義室	月山鳥獣保護区特別保護地区の指定について
6月8日	13時30分～	鹿足郡津和野町後田口66-2 津和野町民センター	城山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

島根県告示第616号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 河川の名称
一級河川斐伊川水系朝酌川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年5月13日
- 3 廃川敷地等の位置
松江市西川津町字笠津灘2077番5から松江市西川津町字市成灘2079番1まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 299.98平方メートル

島根県告示第617号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 竣功認可の年月日
平成17年4月22日
- 2 竣功認可を受けた者
島根県 代表者 島根県知事 澄田信義
- 3 埋立区域の位置、区域及び面積
 - (1) 位置
隠岐郡海士町大字知々井173番地1、176番地3、182番地及び183番地に接する国有海浜地の地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点を順次に直線で結んだ線及び ㉑の地点と㉒の地点を結ぶ平成8年の秋分の満潮位（D.L.+0.477メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - の地点 知々井港防波堤灯台に設置された標柱（北緯36度04分40秒、東経133度06分56秒）から53度11分16秒、254.85メートルの地点
 - の地点 の地点から245度21分57秒、2.64メートルの地点
 - の地点 の地点から299度44分21秒、10.10メートルの地点
 - の地点 の地点から295度17分39秒、9.21メートルの地点
 - の地点 の地点から290度50分41秒、6.08メートルの地点
 - の地点 の地点から283度26分26秒、11.01メートルの地点
 - の地点 の地点から273度14分50秒、5.08メートルの地点
 - の地点 の地点から268度09分07秒、5.92メートルの地点
 - の地点 の地点から261度28分42秒、5.94メートルの地点

- の地点 の地点から256度21分59秒、8.90メートルの地点
の地点 の地点から251度08分08秒、9.49メートルの地点
の地点 の地点から247度39分34秒、19.95メートルの地点
の地点 の地点から247度38分01秒、9.57メートルの地点
の地点 の地点から253度04分32秒、6.05メートルの地点
の地点 の地点から261度06分49秒、5.35メートルの地点
の地点 の地点から270度55分28秒、5.58メートルの地点
の地点 の地点から281度20分22秒、5.31メートルの地点
の地点 の地点から287度31分19秒、5.74メートルの地点
の地点 の地点から297度21分56秒、6.18メートルの地点
の地点 の地点から310度00分53秒、4.98メートルの地点
②①の地点 の地点から312度50分30秒、9.13メートルの地点
②②の地点 ②①の地点から309度50分43秒、1.48メートルの地点
②③の地点 ②②の地点から309度51分19秒、2.07メートルの地点

(3) 面積

2,703.52平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成 9 年11月18日 指令港第 4 号の 3

5 閲覧場所

海士町役場

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 4月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 行って楽しい・迎えて嬉しい石見銀山NPO

3 代表者の氏名

三原綾子

4 主たる事務所の所在地

大田市大田町大田イ125番地

5 定款に記載された目的

この法人は、石見銀山に関心のあるすべての人々に対して、観光事業や地元での体験の場・雇用づくりを支援する事業を行い、過疎化している石見銀山周辺の活性化に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定をしようとするので、同条第4項の規定により公告し、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指針の案については、縦覧の期間が経過する日までの間に、意見書を提出することができる。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定をしようとする鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び指針の案

鳥獣保護区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
湊原鳥獣保護区	出雲市の一部	平成17年11月1日から 平成22年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農 林水産部森林整備課及び 出雲農林振興センターに 備え置いて縦覧に供す る。

2 縦覧の期間

平成17年5月13日から平成17年5月26日まで

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指針の案については、縦覧の期間が経過する日までの間に、意見書を提出することができる。

平成17年5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定をしようとする鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

鳥獣保護区特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
月山鳥獣保護区特別保護地区	安来市の一部	平成17年11月1日から 平成27年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農 林水産部森林整備課及び 松江農林振興センターに 備え置いて縦覧に供す る。
城山鳥獣保護区特別保護地区	鹿足郡津和野町の一部	平成17年11月1日から 平成27年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農 林水産部森林整備課及び 益田農林振興センターに 備え置いて縦覧に供す る。

2 縦覧の期間

平成17年 5月13日から平成17年 5月26日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成17年 2月28日に終了した旨出雲市築山土地区画整理組合理事長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成17年 5月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（出来形確認測量図作成）

2 作業期間

平成16年 7月20日から平成17年 2月28日まで

3 作業地域

出雲市上塩冶町字池田及び字大井谷の各一部の地域（出雲市築山土地区画整理事業地内）

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第 1 号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育委員会職員被服等貸与規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 5月13日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

別表の 2 の表を次のように改める。

対 象 職 員	貸 与 品 目	貸与数	貸与期間	着用期間	貸与品管理者
養護教員 理科及び家庭科実習担当教員	白衣	1 着	1 年	必要な時	高校教育課長
農林、水産、工業、商業（機械保守専任に限る。）の実習担当教員 特殊教育学校の校長、教員、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、実習助手	作業衣（上・下）	1 着	2 年	10月から翌年 5月まで	
	夏半袖シャツ	1 着	2 年	6月から 9月まで	
水産練習船鵬丸に乗り込む技術職員 主任校務技術員 主任介助員 校務技術員 介助員	作業衣（上・下）	1 着	2 年	10月から翌年 5月まで	
	夏半袖シャツ	1 着	2 年	6月から 9月まで	
	作業帽	1 個	1 年	必要な時	
	雨合羽	1 着	2 年	必要な時	
	長靴	1 足	2 年	必要な時	
	ズック	1 足	1 年	必要な時	
	防寒衣	1 着	3 年	必要な時	

学校栄養主幹	調理服	冬	3着	3年	10月から翌年5月まで
主任学校栄養士		夏	3着	3年	6月から9月まで
学校栄養士	作業ズボン又はス		1着	1年	必要な時
主任調理師	カート				
調理師	長靴		1足	1年	必要な時

附 則

- この訓令は平成17年6月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の島根県教育委員会職員被服等貸与規程の規定により貸与を受けている貸与品については、この訓令による改正後の島根県教育委員会職員被服等貸与規程の相当規定により貸与を受けているものとみなす。

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定に基づき、平成17年度島根県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施する。

平成17年5月13日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成17年5月16日（月）～同年6月3日（金）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、6月3日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、5月27日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	8名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
化学	2名	島根県の諸機関に勤務し、環境行政及び廃棄物行政事務又は環境に関する試験研究に従事
獣医師	6名	島根県の諸機関に勤務し、畜産の振興、家畜の保健衛生、食品の安全確保、動物の保護等の業務又は試験研究に従事
薬学	5名	島根県の諸機関に勤務し、医薬品の調剤、薬事に関する指導、食品の安全確保、生活衛生関係等の業務又は試験研究に従事
農業	1名	島根県の諸機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術の普及指導等の業務に従事
警察事務	2名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事
警察科学 （文書鑑定）	1名	島根県警察の科学捜査研究所に勤務し、犯罪鑑識の研究及び鑑定等の専門的業務に従事

- 注 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。
 2 申込受付後の試験区分の変更は認めない。
 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験区分	年 齢 ・ 学 歴 等
獣医師を 除く全試 験区分	次のいずれかに該当する者 ア 昭和51年 4月 2日から昭和59年 4月 1日までに生まれた者 イ 昭和59年 4月 2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した者又は平成18年 3月31日までに卒業見込みの者
獣 医 師	昭和47年 4月 2日から昭和57年 4月 1日までに生まれた者

ただし、次の試験区分を受験する者については、それぞれ次の要件を満たす者に限る。

試験区分	資 格 ・ 免 許
獣 医 師	獣医師の免許の取得者又は平成18年 5月31日までに取得見込みの者
薬 学	薬剤師の免許の取得者又は平成18年 6月30日までに取得見込みの者

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成17年 6月26日（日） 受付時間 8：30～9：00 試験時間 9：30～15：00	松江市 島根大学教養 2号館 （松江市西川津町）	7月7日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。
		浜田市 島根県立大学 （浜田市野原町）	
		東京都 明治学院大学白金キャンパス本館 （港区白金台）	
		大阪府 大阪工業大学学園創立60周年記念館 （大阪市旭区大宮）	
第 2 次 試 験	7月下旬に松江市で実施する予定（第1次試験合格通知の際に通知する。）		8月23日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

区 分	試験種目及び配点	内 容
第 1 次 試 験	教養試験（150点）	公務員として必要な知識及び知能についての択一式（必須問題及び選択問題）による大学卒業程度の筆記試験
	専門試験（150点）	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験

第2次試験	面接試験(500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出) 試験区分「行政」は集団討論も行う
	論文試験(200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係
警察事務	
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
警察科学 (文書鑑定)	
獣医師	家畜解剖学・家畜生理学・家畜薬理学、家畜内科学・家畜外科学・家畜寄生虫病学、家畜微生物学・家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学・畜産一般
薬学	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般

7 受験手続

(1) 申込書の交付

- ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。
- イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書きし、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

- (1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。
なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。
- (2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、上記3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成17年4月1日現在、原則として次のとおりである。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤続手当等の諸手当が支給される。(学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)
なお、給与については本事件の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

試験区分	学 歴	年 齢	初 任 給 月 額
獣医師	大学卒	24歳	196,100円
薬学	大学卒	22歳	176,600円

上記以外の試験区分	大学卒	22歳	170,700円
-----------	-----	-----	----------

島根県人事委員会告示第 3 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第 1 項の規定に基づき、平成17年度島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成17年 5月13日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成17年 5月16日（月）～同年 6月10日（金）

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、6 月10日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、6 月 3 日（金）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	16名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	2 名	

（注）採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 昭和50年 4月 2 日から昭和59年 4月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成18年 3月31日までに卒業する見込みの者

イ 昭和59年 4月 2 日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成18年 3月31日までに卒業する見込みの者

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成17年 7月10日（日） 受付時間 9 : 00 ~ 9 : 10 試験時間（予定） 9 : 30 ~ 17 : 00	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町） サンラポーむらくも （松江市殿町）	8 月 4 日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。
		浜田市 島根県立大学 （浜田市野原町）	

第2次試験	8月下旬に松江市で実施する予定 (第1次試験合格通知の際に通知する。)	9月16日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。
-------	--	--

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容				
第1次試験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験				
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">男 性</td> <td style="padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸囲 おおむね78センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 正常であること。 ・聴力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">女 性</td> <td style="padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね155センチメートル以上 ・体重 おおむね45キログラム以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 正常であること。 ・聴力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> </table>	男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸囲 おおむね78センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 正常であること。 ・聴力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 	女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね155センチメートル以上 ・体重 おおむね45キログラム以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 正常であること。 ・聴力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸囲 おおむね78センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 正常であること。 ・聴力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 				
	女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね155センチメートル以上 ・体重 おおむね45キログラム以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 正常であること。 ・聴力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 				
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。				
特技加算 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加算する。					
第2次試験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)				
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等の試験				
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査				
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)				

別欄

対 象 特 技	英語		
	ア 実用英語技能検定(英検)		準2級以上
	イ TOEIC		470点以上
	ウ TOEFL PBT		447点以上
	CBT		130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定(国連英検)		D級以上
	柔道 初段以上(講道館認定)		
剣道 初段以上(全日本剣道連盟認定)			

確 認 方 法	<p>対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書等）の原本の写し（A 4 判）を第 1 次試験受付時に提出させる。</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。</p> <p>ア 原本を第 1 次試験の受付時に提出できない場合</p> <p>イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合</p>
---------	--

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁 1 階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、または島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、上記 3 の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6 ヶ月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成17年 4 月 1 日現在、大学卒22歳で月額195,600円で、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）

なお、給与については本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

